わが国のコーポレートガバナンスの強化に関する意見

企業と投資家との実効的な対話促進に向けて~

現在、わが国では、企業と投資家との対話を促すガバナンス強化に向けた環境整備が進められている。 関経連は、2019年3月18日に「わが国のコーポレートガバナンスの強化に関する意見」を取りまとめ、 コーポレートガバナンスに関する当会の基本的な考えを示すとともに、会員企業を対象に実施した調 査結果に基づき、政府・与党に対して意見を述べた。

本提言を取りまとめた背景 |||||||||||||

経済活動のグローバル化や技術革新等により経営 環境の変化が激しさを増すなか、企業の競争力およ び信頼性を高め、持続的な企業価値向上につなげる ための環境整備は、わが国において喫緊の課題であ る。直近では、2018年6月に上場企業の行動指針 「コーポレートガバナンス・コード(以下、ガバナン ス・コード) | が改訂されるなど、政府主導でガバ ナンス強化が進められている。

今回の提言では、改訂ガバナンス・コードの内容 をふまえ、当会の見解をあらためて示すとともに、 2018年11月に会員企業を対象に実施した調査(回答 数119社)で新たに見えてきた運用面での課題を含 め、以下のとおり意見を述べた。

コーポレートガバナンスに関する

企業と投資家の対話促進をめざす政府や証券取 引所等による一連の取り組みは、企業の資本効率を 高める意義については認めるものの、投資という経 済の一面的な要素をとらえたものにすぎない。投資 家、従業員、顧客、地域社会などの多様なステーク ホルダーとの関係性を重視する「三方よし(売り手 よし、買い手よし、世間よし)」に代表されるわが 国の経営哲学こそ、持続的な企業価値向上に資する ものであり、SDGsに向けた取り組みやESG投資

(環境、社会、ガバナンスに配慮した投資)の理念に も合致すると考える。

企業は、こうした経営哲学のもと、日ごろからガ バナンス体制の強化に意識的に取り組んでおり、今 後も、投資家との対話やその手段として不可欠であ る情報開示に自主的かつ積極的に取り組んでいく。

ガバナンスの制度設計については、本来、企業の 業種・業態等が総合的に勘案されてその企業にあっ たガバナンスが追求されるべきであることから、一 律の対応を企業に求めるのではなく、柔軟性を持た せるべきである。

(1)四半期開示の義務付けを廃止すべき

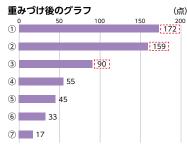
企業経営者および投資家の短期的利益志向を助 長するという問題とあわせて、人的資源の効率的投 入や長時間労働の是正といった働き方改革の観点な どから、四半期開示の義務付けを廃止すべきである。 EUでは2013年に廃止され、米国でも見直しに向け た議論が2019年に予定されており、わが国におい ても早急に見直すべきである。

当会の会員企業からも、現行の四半期開示制度の 見直しを不要と考える企業は約14%にとどまり、全 体として四半期開示の提出義務の見直しを求める声 が大半を占める結果となった(図)。

図 会員企業への調査結果:四半期開示制度を見直す方向性

)のケース:3/社× T
	第1優先	第2優先	第3優先	第1~3優先 社数合計	重みづけ後
①報告書と短信の提出義務について、2Qのみ義務化	37社	27社	7社	71社(60%)	→ 172点
②報告書と短信の提出義務を一本化	39社	15社	12社	66社(55%)	159点
③報告書と短信の提出義務の廃止	11社	17社	23社	51社(43%)	90点
④報告書と短信の開示内容見直し	3社	12社	22社	37社(31%)	55点
⑤現行制度からの見直しは不要	13社	2社	2社	17社(14%)	45点
⑥一定規模以下の企業は本制度の対象外化	2社	9社	9社	20社(17%)	33点
⑦そのほか	3社	3社	2社	8社(7%)	17点
※表内()はN=119を分母とする割合					

つの選択肢の中から、優先すべき項目上位3つを選択してもらい、その結果に 重みづけ(第1優先=3点、第2優先=2点、第3優先=1点)を実施 ×3点+27社×2点+7社×1点=172点



(2)ガバナンス・コードは柔軟性を持たせた制度設計とすべき

①政策保有株式を一律に縮減する方向性まで示さ れるべきではない(原則1-4)

政策保有株式の縮減の方向性がガバナンス・コー ドに明記されることは、事業戦略の幅を狭め、持続 的な企業価値向上の妨げとなる懸念がある。

また、すべての銘柄の保有適否の検証結果につい て開示を求めることは、企業に過度な実務的負担を 強いるうえに、戦略上、開示すべきかどうかの判断 の余地を奪うこととなり、望ましいものではない。

②企業年金の運用に関する情報開示はコードの原則 に示すべきではない(原則2-6)

企業年金は事業者による主体的な選択の余地が 狭く、また、2018年4月の厚生労働省のガイドラ イン改正により、すでに企業年金基金の運用管理体 制の整備は進んでいる。ガバナンス・コードに本原 則を盛り込むことで期待される費用対効果は、十分 に高いとはいえない。

③取締役の構成は各社の裁量に委ねるべき(原則 4-8)

ガバナンス・コードには、独立社外取締役の員数や 比率が示されているが、今後会社法改正で義務化さ れるとみられる「社外取締役1名以上」より質的に も量的にもハードルの高い内容となっている。

取締役の多様性の拡大は、単に員数を増やせばよ いというものではなく、経営環境や求める人材像等 に応じて、各社の裁量に委ねるべきである。

④ 企業に過度な負担とならないよう費用対効果を考慮すべき

ガバナンス・コードの78原則では、"Comply or Explain" (遵守せよ、さもなくば説明せよ) のみなら ず、"Comply and Explain"(遵守せよ、その上で 説明せよ)を求める原則が含まれている。さらに、 会社法によるものや金融商品取引法によるものな

ど、企業が対応すべき情報開示が複雑となっている。 真に活用される情報が適時に開示されるよう、情報 を開示する側と利用する側の負担を念頭に置いた制 度設計へと見直すべきである。

(3)経営指標として過度にROEを重視すべきではない 企業評価は、ROE (自己資本利益率)などの単-の経営指標のみならず、長期的投資、人材育成等の 視点も含めて多面的に判断されるべきである。

(4) ガバナンス・コードの理解促進および適切な実践が必要 ガバナンス・コードへの理解と対応に関し、実務 面で悩みを抱える企業は依然として多い。政府は、 コードの趣旨の理解をあらためて企業に促すべきで ある。また、企業経営者は、投資家に対し経営戦略 等を丁寧かつ積極的にExplainすることも視野に入 れ、持続的な企業価値向上に取り組む必要がある。

財務情報のみならず非財務情報の開示の重要性 が増すなか、すべてのステークホルダーと地道に対 話を重ね、自社の長期的なビジョンを共有してきた 日本の経営哲学の意義は再認識されるべきである。

企業としても、実効的なガバナンス制度を整え、 コンプライアンス違反に関する事案を未然に防ぐと ともに、信頼性向上に不断に取り組む必要がある。

当会は、引き続き、ガバナンスのあり方に関する 調査研究を行い、情報開示の動向に関する情報提供 を行うとともに、政府や証券取引所等に当会の主張 を発信し、実効的な企業価値向上につながる活動を 展開していく。

※意見書全文は関経連ホームページに掲載。

(経済調査部 鍵田智也)

改訂コーポレートガバナンス・コードの原則、および当会が課題と考える原則の概要

基本原則1

株主の権利・平等性の確保

株主の権利の確保

原則1-2 株主総会における議決権 原則1-3 資本政策の基本的な方針 株主総会における議決権行使 原則 1-4 政策保有株式

・政策保有株式の縮減に関する方針などの開示 ・個別の株式ごとに保有適否の検証とその内容の開示

(5)終わりに

原則 1-5 いわゆる買収防衛策

原則 1-6 原則 1-7 株主の利益を害する可能性のある資本政策

関連当事者間の取引

基本原則2

株主以外のステークホルダー との適切な協働

中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定 原則 2-1 原則 2-2 会社の行動準則の策定・実践

原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティをめぐる課題 原則 2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

内部涌報

原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

・企業年金の運用に適切な人材の計画的な登用・配置とその内容の開示

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

情報開示の充実 外部会計監査人

原則3-2

基本原則4 取締役等の青務

取締役会の役割・青務① 原則 4-1 取締役会の役割・責務② 原則 4-2 原則4-3 取締役会の役割・責務③ 監査役及び監査役会の責務・役割 原則 4-4 原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任

原則 4-6 経営の監督と執行 原則4-7 独立社外取締役の役割・責務

原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用

・上場会社における、少なくとも2名以上の独立 計外取締役の選仟

少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選 任する必要があると考える上場会社における、 十分な人数の選仟

原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

原則4-10 任意の仕組みの活用

原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

原則 4-12 取締役会における審議の活性化

原則4-13 情報入手と支援体制 原則4-14 取締役・監査役のトレ

基本原則5

株主との建設的な対話に関する指針 原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表